

第三十八回国会 社会労働委員会 議 録 第九号

昭和三十六年二月二十八日(火曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 山本 猛夫君

理事大石 武一君 理事齋藤 邦吉君

理事永山 忠則君 理事藤本 捨助君

理事柳谷清三郎君 理事小林 進君

理事滝井 義高君 理事八木 一男君

井村 重雄君 岸本 義廣君

佐伯 宗義君 藏内 修治君

瀧谷 直藏君 櫻内 義雄君

福田 繁芳君 淺沼 享子君

大原 亨君 河野 正君

五島 虎雄君 島本 虎三君

田邊 誠君 吉村 吉雄君

井堀 繁雄君 本島百合子君

出席國務大臣

労働 大臣 石田 博英君

出席政府委員

労働政務次官 柴田 榮君

労働事務官 富樫 總一君

(労働局長)

労働基準監督官 大島 靖君

(労働基準局長)

労働事務官 堀 秀夫君

(職業安定局長)

委員外の出席者

専門 員 川井 章知君

二月二十四日

委員赤松勇君辭任につき、その補欠

として松井政吉君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員松井政吉君辭任につき、その補

欠として赤松勇君が議長の名で委

員に選任された。

同月二十七日

委員河野正君辭任につき、その補欠

として野原覺君が議長の名で委員

に選任された。

同日

委員野原覺君辭任につき、その補欠

として河野正君が議長の名で委員

に選任された。

二月二十四日

雇用促進事業団法案(内閣提出第八

〇号)

同月二十五日

国民健康保険法の一部を改正する法

律案(内閣提出第八四号)

健康保険法及び船員保険法の一部を

改正する法律案(内閣提出第八五号)

日雇労働者健康保険法の一部を改正

する法律案(内閣提出第八六号)

母子福祉資金の貸付等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出

第九二号)(予)

同月二十四日

理容師法の一部改正に関する請願

(大原亨君紹介)(第八二五号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第九〇六号)

同(森本靖君紹介)(第九〇七号)

同(田口長治郎君紹介)(第九九七号)

同(永田亮一君紹介)(第九九八号)

同(藤本捨助君紹介)(第九九九号)

緊急失業対策法の改正に関する請願

(石橋政嗣君紹介)(第八二六号)

同(野原正勝君紹介)(第八二七号)

同(荒木萬壽夫君紹介)(第八九六号)

同(黒金泰美君紹介)(第八九七号)

同(小平久雄君紹介)(第八九八号)

同(坂田道太君紹介)(第八九九号)

同(外二件原健三郎君紹介)(第九〇

〇号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第九〇一號)

同(今松治郎君紹介)(第九三三號)

同(宇田國榮君紹介)(第九三四號)

同(佐藤虎次郎君紹介)(第九三五號)

同(櫻内義雄君紹介)(第九三六號)

同(正力松太郎君紹介)(第九三七號)

同(床次徳二君紹介)(第九三八號)

同(富田健治君紹介)(第九三九號)

同(馬場元治君紹介)(第九四〇號)

同(外二件早川崇君紹介)(第九四一

号)

同(原健三郎君紹介)(第九四二號)

同(山口好一君紹介)(第九四三號)

同(山崎義雄君紹介)(第九四四號)

同(金子一平君紹介)(第九四四號)

同(小坂善太郎君紹介)(第九四五號)

同(中川俊思君紹介)(第九四六號)

同(中村幸八君紹介)(第九四七號)

同(永田亮一君紹介)(第九四八號)

同(南條徳男君紹介)(第九四九號)

同(増田甲子七君紹介)(第九五〇號)

同(外二件八木徹雄君紹介)(第九五

一號)

同(柳谷清三郎君紹介)(第九五二號)

同(園田直君紹介)(第九五三號)

同(小川平二君外二名紹介)(第一〇

二〇号)

戦傷病者のための単独法制定に關す

る請願(河本敏夫君紹介)(第八二八

号)

同(外三件井村重雄君紹介)(第八七

二號)

同(伊藤郷一君紹介)(第八七三號)

同(上村千一郎君紹介)(第八七四號)

同(浦野幸男君紹介)(第八七五號)

同(江崎眞澄君紹介)(第八七六號)

同(尾関義一君紹介)(第八七七號)

同(大野市郎君紹介)(第八七八號)

同(大平正芳君紹介)(第八七九號)

同(加藤銀五郎君紹介)(第八八〇號)

同(川村善八郎君紹介)(第八八一號)

同(久野忠治君外一名紹介)(第八八

二號)

同(佐伯宗義君紹介)(第八八三號)

同(正力松太郎君紹介)(第八八四號)

同(鈴木正吾君紹介)(第八八五號)

同(砂原格君紹介)(第八八六號)

同(田口長治郎君紹介)(第八八七號)

同(辻寛一君紹介)(第八八八號)

同(原健三郎君紹介)(第八八九號)

同(藤本捨助君紹介)(第八九〇號)

同(福永健司君紹介)(第八九一號)

同(福家俊一君紹介)(第八九二號)

同(外二件藤本捨助君紹介)(第八九

三號)

同(松浦周太郎君紹介)(第八九四號)

同(南條徳男君紹介)(第八九五號)

同(外二件千葉三郎君紹介)(第八九

五三號)

同(馬場元治君紹介)(第八九五四號)

同(園田直君紹介)(第八九五五號)

業務外せき随損傷患者の単独援護法

制定等に関する請願(大原亨君紹介)

(第八二九號)

墓地、埋葬等に関する法律の一部改

正に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)

(第九〇二號)

同(櫻内義雄君紹介)(第九四五號)

同(千葉三郎君紹介)(第九四六號)

同(福田一君紹介)(第九四七號)

同(山口六郎次君紹介)(第九四八號)

同(藤本捨助君紹介)(第一〇〇一號)

同(藤本捨助君紹介)(第一〇〇一號)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第九〇三號)

引揚者給付金等支給法の一部改正に

關する請願(久野忠治君紹介)(第九

〇四號)

同(床次徳二君紹介)(第九五五號)

同(樵熊三郎君紹介)(第九〇五號)

東北地区ろうあ者更生指導所設置に

關する請願(保科善四郎君紹介)(第

九〇八號)

精神薄弱者対策促進強化に関する請

願(保科善四郎君紹介)(第九〇九號)

同(中村梅吉君紹介)(第九四九號)

同(馬場元治君紹介)(第九五〇號)

日雇労働者健康保険法の改善に關す

る請願(小沢辰男君紹介)(第九五一

号)

職業訓練法の一部改正に関する請願

(小沢辰男君紹介)(第九五二號)

国民健康保険の改善強化に関する請

願(足鹿覺君紹介)(第九九五號)

保育所措置費国庫負担完全交付に關

する請願外四件(田口誠治君紹介)

(第九九六號)

化粧品店の薬用化粧品等取扱に關

する請願(野原覺君紹介)(第一〇〇

〇号)

清掃法施行令の一部改正に関する請

願



て労働政務次官を拜命いたしました。まことに及ばぬものでございます。しかし誠心誠意、大臣に密着いたしまして、労働のために微力を尽くしたいと存じますので、格別皆様方の御支援と御協力を切にお願いいたします。

○山本委員長 去る十五日付託になりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、失業保険法の一部を改正する法律案及び去る二十四日付託になりました雇用促進事業団法案、この三案を一括して議題とし、審査を進めます。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律  
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百人」を「二百人」に、「三十人」を「五十人」に改める。

第十四条中「（その者に係る掛金納付月数が二十四月以上の者に限る。）」を削る。

第六十一条第一号中「六十月以上」を「三十六月以上」に改める。  
別表第一中二四月から五九月までの部分を次のように改める。

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 二四月 | 四、八〇〇円 | 二、四〇〇円 |
| 二五月 | 五、〇〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| 二六月 | 五、二〇〇円 | 二、六〇〇円 |
| 二七月 | 五、四〇〇円 | 二、七〇〇円 |
| 二八月 | 五、六〇〇円 | 二、八〇〇円 |
| 二九月 | 五、八〇〇円 | 二、九〇〇円 |
| 三〇月 | 六、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 三一月 | 六、二〇〇円 | 三、一〇〇円 |
| 三二月 | 六、四〇〇円 | 三、二〇〇円 |
| 三三月 | 六、六〇〇円 | 三、三〇〇円 |
| 三四月 | 六、八〇〇円 | 三、四〇〇円 |
| 三五月 | 七、〇〇〇円 | 三、五〇〇円 |
| 三六月 | 七、五八〇円 | 三、六〇〇円 |
| 三七月 | 七、七九〇円 | 三、七〇〇円 |
| 三八月 | 八、〇〇〇円 | 三、八〇〇円 |

|     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 三九月 | 八、二一〇円  | 三、九〇〇円 |
| 四〇月 | 八、四二〇円  | 四、〇〇〇円 |
| 四一月 | 八、六三〇円  | 四、一〇〇円 |
| 四二月 | 八、八四〇円  | 四、二〇〇円 |
| 四三月 | 九、一七〇円  | 四、三六〇円 |
| 四四月 | 九、五〇〇円  | 四、五二〇円 |
| 四五月 | 九、八四〇円  | 四、六八〇円 |
| 四六月 | 一〇、一八〇円 | 四、八四〇円 |
| 四七月 | 一〇、五二〇円 | 五、〇〇〇円 |
| 四八月 | 一〇、八六〇円 | 五、一六〇円 |
| 四九月 | 一一、二〇〇円 | 五、三二〇円 |
| 五〇月 | 一一、五四〇円 | 五、四八〇円 |
| 五一月 | 一一、八六〇円 | 五、六四〇円 |
| 五二月 | 一二、一八〇円 | 五、七九〇円 |
| 五三月 | 一二、五〇〇円 | 五、九四〇円 |
| 五四月 | 一二、八二〇円 | 六、〇九〇円 |
| 五五月 | 一三、一四〇円 | 六、二四〇円 |
| 五六月 | 一三、四六〇円 | 六、三九〇円 |
| 五七月 | 一三、七八〇円 | 六、五四〇円 |
| 五八月 | 一四、一〇〇円 | 六、六九〇円 |
| 五九月 | 一四、三〇〇円 | 六、八四〇円 |

附則  
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。  
2 この法律の施行の際現に中小企業業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業（以下「積立事業」という。）で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業業者が、この法律の施行後一年以内に、当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の

範囲内で、別表の上欄に定める金額に当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を百円で除した数を乗じて得た金額を中小企業退職金共済事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月）をこえることができない。  
3 労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

| 金 額    | 月 数 |
|--------|-----|
| 一〇〇円   | 一月  |
| 二〇〇円   | 二月  |
| 三〇〇円   | 三月  |
| 四〇〇円   | 四月  |
| 五〇〇円   | 五月  |
| 六〇〇円   | 六月  |
| 七〇〇円   | 七月  |
| 八〇〇円   | 八月  |
| 九二〇円   | 九月  |
| 一、〇二〇円 | 一〇月 |
| 一、一三〇円 | 十一月 |
| 一、二三〇円 | 十二月 |

|        |     |
|--------|-----|
| 一、三四〇円 | 一三月 |
| 一、四五〇円 | 一四月 |
| 一、五五〇円 | 一五月 |
| 一、六六〇円 | 一六月 |
| 一、七七〇円 | 一七月 |
| 一、八八〇円 | 一八月 |
| 一、九九〇円 | 一九月 |
| 二、一〇〇円 | 二〇月 |
| 二、二一〇円 | 二一月 |
| 二、三二〇円 | 二二月 |
| 二、四三〇円 | 二三月 |
| 二、五五〇円 | 二四月 |
| 二、六六〇円 | 二五月 |
| 二、七七〇円 | 二六月 |
| 二、八九〇円 | 二七月 |
| 三、〇〇〇円 | 二八月 |
| 三、一一〇円 | 二九月 |
| 三、一二〇円 | 三〇月 |
| 三、一三〇円 | 三一月 |
| 三、一四〇円 | 三二月 |
| 三、一五〇円 | 三三月 |
| 三、一六〇円 | 三四月 |
| 三、一七〇円 | 三五月 |
| 三、一八〇円 | 三六月 |
| 三、一九〇円 | 三七月 |
| 四、一八〇円 | 三八月 |

|        |     |
|--------|-----|
| 四、三〇〇円 | 三九月 |
| 四、四三〇円 | 四〇月 |
| 四、五五〇円 | 四一月 |
| 四、六七〇円 | 四二月 |
| 四、七九〇円 | 四三月 |
| 四、九二〇円 | 四四月 |
| 五、〇四〇円 | 四五月 |
| 五、一七〇円 | 四六月 |
| 五、三〇〇円 | 四七月 |
| 五、四二〇円 | 四八月 |
| 五、五五〇円 | 四九月 |
| 五、六八〇円 | 五〇月 |
| 五、八一〇円 | 五一月 |
| 五、九四〇円 | 五二月 |
| 六、〇七〇円 | 五三月 |
| 六、二〇〇円 | 五四月 |
| 六、三三〇円 | 五五月 |
| 六、四六〇円 | 五六月 |
| 六、六〇〇円 | 五七月 |
| 六、七三〇円 | 五八月 |
| 六、八六〇円 | 五九月 |
| 七、〇〇〇円 | 六〇月 |
| 七、一四〇円 | 六一月 |
| 七、二七〇円 | 六二月 |
| 七、四一〇円 | 六三月 |
| 七、五五〇円 | 六四月 |

|        |     |
|--------|-----|
| 七、六九〇円 | 六五月 |
| 七、八二〇円 | 六六月 |
| 七、九六〇円 | 六七月 |
| 八、一一〇円 | 六八月 |
| 八、二五〇円 | 六九月 |
| 八、三九〇円 | 七〇月 |
| 八、五三〇円 | 七一月 |
| 八、六七〇円 | 七二月 |

理由  
中小企業退職金共済制度について、適用事業主の範囲の拡大、給付の改善等の合理化を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の八中「第一級二百円、第二級四百円」を「第一級三百三十円、第二級二百四十円、第三級百七十円」に改める。

第三十八条の九第二項を次のように改める。

前項の規定によつて支給すべき失業保険金の額は、同項に規定する二ヶ月に納付された保険料に及び、次の各号によるものと

する。

一 第一級の保険料が二十八日分以上の場合 第一級の失業保険金の日額

二 第一級又は第二級の保険料が二十八日分以上の場合（前号に該当する場合を除く。）第二級の失業保険金の日額

三 第一級又は第二級の保険料が二十八日分未満の場合であつて、次項の規定により計算した保険料の平均額が第二級の保険料額以上であるとき 第二級の失業保険金の日額

四 前三号以外の場合 第三級の失業保険金の日額

第三十八条の第二項の次に次の一項を加える。

前項第三号の保険料の平均額は、第一項に規定する二ヶ月に納付された第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十八日に達するまで第三級の保険料の納付額を加算した額を二十八で除して得た額とする。

第三十八条の十一第一項を次のように改め、同条第二項中「第一級について五円、第二級については三円」を「第一級については八円、第二級については六円、第三級については三円」に改める。

保険料額は、一日につき、第一級十六円、第二級十二円、第三級六円とし、その区分は、日雇労働被保険者に支払われた賃金の日額に及び、次の各号によるものとする。

一 賃金の日額が四百八十円以上の場合 第一級

二 賃金の日額が二百八十円以上四百八十円未満の場合 第二級

三 賃金の日額が二百八十円未満の場合 第三級

第三十八条の十五第一項本文中「その翌月において離職した場合は、その翌月以後において離職した場合は、その二月」に改め、同条第二項中「離職の日の属する月の前二月」を「同項に規定する二月」に改める。

#### 附則

1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、第三十八条の八及び第三十八条の九の改正規定は、同年七月四日から施行する。

2 昭和三十六年七月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金（同年六月における保険料の納付日数が十四日以上である者に対して支給するものに限る。）については、改正後の第三十八条の九第二項中「同項に規定する二ヶ月」とあるのは「昭和三十六年六月」と、「二十八日」とあるのは「十四日」と、「二十八」とあるのは「十四」とする。

3 昭和三十六年七月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金（同年六月における保険料の納付日数が十四日未満である者に対して支給するものに限る。）については、同年五月におい

て納付された改正前の第三十八条の十一の規定による第一級又は第二級の保険料は、改正後の同条の規定による第二級又は第三級の保険料とみなして、改正後の第三十八条の九第二項及び第三項の規定を適用する。

4 改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年六月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

5 改正後の第三十八条の十五の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年四月一日以後の二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用された場合について適用する。

## 理由

最近における日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、日雇労働者に係る失業保険の給付内容を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 雇用促進事業団法案

### 雇用促進事業団法

#### 目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 役員及び職員（第八条―第十八条）

第三章 業務（第十九条―第二十条）

第四章 財務及び会計（第二十一条）

## 条（第三十一条）

監督（第三十二条・第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条―第三十八条）

第七章 罰則（第三十九条―第四十一条）

## 附則

### 第一章 総則

（目的）

第一条 雇用促進事業団は、労働者の技能の習得及び向上、地域間及び産業間の移動の円滑化その他就職の援助に關し必要な業務を行なうことにより、労働者の能力に適應する雇用を促進し、もつて労働者の福祉の増進と経済の發展に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 雇用促進事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 事業団の資本金は、附則第五條第一項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、事業団に出資することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他土地の定着物又は物品（以下次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができ

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

（登記）

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 事業団でない者は、雇用促進事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員職務及権限）

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

（役員任期）

第十条 理事長、副理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

（役員任期）

第十一条 役員任期は、四年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

（役員欠格事項）

第十二条 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員解任）

第十三条 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条 理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員任命）

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員公務員たる性質）

第十八条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなす。

### 第三章 業務

#### (業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 総合職業訓練所及び中央職業訓練所の設置及び運営並びに事業内職業訓練の援助を行なうこと。

二 公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受ける者に対して手当を支給すること。

三 公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行なうこと。

四 広域職業紹介活動に係る公共職業安定所の紹介により就職する者(以下「移転就職者」という。)のための宿舎の設置及び運営を行なうこと。

五 労働者のための簡易宿泊施設、託児施設、給食施設その他の福祉施設の設置及び運営を行なうこと。

六 移転就職者に対して移転に要する費用を支給すること。

七 再就職しようとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

八 求職者が公共職業安定所の紹介により就職する場合において、必要な資金を貸し付け、及び身元保証をすること。

九 労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行なうこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項に規定する業務(同項第二号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。)は、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第二十七条の二第一項の規定による福祉施設として行なうものとする。

3 事業団は、第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託を受けて、同項第一号又は第五号に掲げる施設を利用して、職業訓練法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十八条の規定による技能検定の試験の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十条 事業団は、前条第一項に規定する業務について、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十二条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、前項の規定による労働大臣の認可を受けたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を事業団に出資した地方公共団体に通知しなければならない。

(決算)

第二十三条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定による財務諸表を労働大臣に提出するときは、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

3 第二十二条第二項の規定は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときについて準用する。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一項に規定する業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他労働大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第二十九条 事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給基準)

第三十条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。

(労働省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 監督

第三十二条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するための必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務若しくは資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第六章 雑則

### (連絡等)

第三十四条 事業団は、その業務の運営については、公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 公共職業安定所及び地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとする。

3 事業団は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努めなければならない。

### (譲渡等の禁止)

第三十五条 第十九条第一項第二号の手当又は同項第六号の移転に要する費用の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

### (解散)

第三十六条 事業団の解散については、別に法律で定める。

### (協議等)

第三十七条 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四條第二項、第二十条第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項若しくは第二項ただし書又は第二十九條の認可をしようとするとき。

二 第二十条第二項、第二十九條又は第三十一条の労働省令を定めようとするとき。

三 第二十四條第一項又は第三十条の承認をしようとするとき。

四 第二十八條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

労働大臣は、第十九條第一項第四号に掲げる業務に関し、第二十条第一項又は第二十二條第一項の認可をしようとする場合には、建設大臣と協議しなければならない。

建設大臣は、事業団の業務の円滑な運営に資するため、移転就職者について、産業労働者住宅その他適当な住宅の確保に関し必要な措置をとるよう努めるものとする。

(他の法令の準用)  
第三十八條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則  
第三十九條 第三十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して、登記することをしたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定により労働大臣の命令に違反したとき。

第四十一條 第六條の規定に違反して雇用促進事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)  
第二条 労働大臣は、事業団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時にあって、この法律の規定によりそれぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(出資等)  
第五条 事業団の成立の時までに政府の失業保険特別会計及び地方公共団体から労働福祉事業団に対して出資された額は、その成立の時にあって、それぞれ政府及び地方公共団体から事業団に対して出資されたものとする。

2 労働福祉事業団は、事業団の成立の時にあって、前項の規定により事業団に対して出資されたものとされた額によりその資本金を減少するものとする。

(地方公共団体の出資)  
第六条 地方公共団体は、当分の間、第四條第二項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、自治大臣の承認を受けて、事業団に出資することができる。

2 第四條第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

(労働福祉事業団からの事務の引き継ぎ等)  
第七条 労働福祉事業団は、事業団の成立の際に、この法律の規定により事業団が行なうこととされる業務であつて、改正前の労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百六十六号)の規定により従前労働福祉事業団が行なうこととされていたものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

2 事業団の成立前に、前項に規定する業務に関し、改正前の労働福祉事業団法又は改正前の職業訓練法の規定により労働福祉事業団に対してした処分その他の行為又は労働福祉事業団がした手続その他の行為は、この法律又は改正後の職業訓練法の相当規定により事業団に対してした処分その他の行為又は事業団がした手続その他の行為とみなす。

(労働福祉事業団からの財産の承継等)  
第八条 事業団の成立の際現に労働福祉事業団に属する土地、建物、物品その他の財産のうち、事業団が前条第一項に規定する業務を行なうのに必要と認められるものは、その成立の時にあって事業団が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

2 前項に規定するものは、事業団の成立の際現に労働福祉事業団に属する権利及び義務のうち、その成立の時までの間において前条第一項に規定する業務の遂行に伴い、労働福祉事業団に属するに至つたものは、その成立の時にあって事業団が承継するものとし、

第七  
第一類第七号 社会労働委員会議録第九号 昭和三十六年二月二十八日

その範囲は、労働大臣が定める。

3 労働福祉事業団は、労働大臣が定めるところにより、第一項又は前項の規定により事業団が承継することとなつた財産並びに権利及び義務の範囲を公示しなければならぬ。

(炭鉱離職者援護会からの事務の引継ぎ等)

第九條 事業団の成立の際現に炭鉱離職者援護会の理事長である者は、その成立の際に、改正前の炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の規定により従前炭鉱離職者援護会が行なうこととされていた業務に関する事務を事業団に引き継がなければならない。

2 事業団の成立前に、前項に規定する業務に関し、改正前の炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の規定により炭鉱離職者援護会に對してした処分その他の行為又は炭鉱離職者援護会がした手続その他の行為は、この法律又は改正後の炭鉱離職者臨時措置法の相当規定により事業団に對してした処分その他の行為又は事業団がした手続その他の行為とみなす。

(炭鉱離職者援護会の解散)

第十條 炭鉱離職者援護会は、事業団の成立の際において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 附則第四条第一項の規定により事業団の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしな

ければならない。

(非課税)

第十一條 附則第八條第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により事業団が財産又は権利を承継する場合において、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録税又は不動産取得税を課することができない。

(職員の身分の承継)

第十二條 事業団の成立の際現に次の各号の一に該当する者は、その成立の日において、引き続き事業団の職員となるものとする。

一 もつぱら附則第七條第一項に規定する業務に従事する労働福祉事業団の職員

二 労働福祉事業団の事務所に勤務する職員であつて、あらかじめ労働福祉事業団の理事長が指名するもの

三 炭鉱離職者援護会の職員(恩給の特例)

第十三條 労働福祉事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続き労働福祉事業団の役員又は職員として在職する者(労働福祉事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き労働福祉事業団の役員又は職員として在職する者を含む)が、事業団の成立に際して引き続き労働福祉事業団の役員又は職員となつた場合においては、その者の事業団の役員又は職員としての在職を

労働福祉事業団の役員又は職員としての在職とみなして、労働福祉事業団法第三十五條の規定を適用する。

2 事業団は、政令で定めるところにより、前項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であつた者又はこれらの遺族の恩給の支払に充てる金額を、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行の際現に雇用促進事業団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(最初の事業年度のの特例)

第十五條 事業団の最初の事業年度は、第二十一條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第十六條 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條第一項中「当該年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十七條 附則第三十四條の規定の施行前にした改正前の炭鉱離職者臨時措置法の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録税法の改正)

第十八條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十九條 第七号中「炭鉱離職者援護会」を「雇用促進事業団」に、「炭鉱離職者臨時措置法」を「雇用促進事業団法」に改め、同条第十八号中「労働福祉事業団」の下に「雇用促進事業団」を加え、同条第二十七号ノ三を次のように改める。

二十七ノ三 雇用促進事業団が雇用促進事業団法第十九條第一項又は炭鉱離職者臨時措置法第二十三條第一項第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の改正)

第十九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一ノ五を次のように改める。

六ノ十一ノ五 雇用促進事業団が雇用促進事業団法第十九條第一項又は炭鉱離職者臨時措置法第二十三條第一項第一号乃至第九号ノ業務ニ関シ發スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第二十條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の八を次のように改め、同項第十号中「炭鉱離職者援護会」を削る。

四ノ八 労働福祉事業団及び雇用促進事業団

年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「労働福祉事業団」の下に「雇用促進事業団」を加え、第五條第一項第六号中「炭鉱離職者援護会」を削る。

(地方税法の改正)

第二十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「労働福祉事業団」の下に「雇用促進事業団」を加え、第七十二條の五第一項第六号中「炭鉱離職者援護会」を削り、第七十三條の四第一項第十号中「及び第二号」を削り、同項第十二号を次のように改める。

十二 雇用促進事業団が雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第九号)第十九條第一項第一号、第三号若しくは第五号又は炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)第二十三條第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八條第二項第十七号中「及び第二号」を削り、同項第十九号を次のように改める。

十九 雇用促進事業団が雇用促進事業団法第十九條第一項第一号、第三号若しくは第五号又は炭鉱離職者臨時措置法第二十三條第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(失業保険法の改正)

第二十三條 失業保険法の一部を次

(昭和三十四年法律第百九十九号)に基づいて、雇用促進

第十条第一項第四号の三を削

第三十一條 地方財政再建促進特別

「第三章 雇用促進事業団の援護

に」に改め、同条第二項第四号中

「労働者用」を「炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して貸与する労働者用」に改める。

第三章第四節の節名を削り、第二十六条から第三十二条までを次のように改める。

第二十六条から第三十一条まで 削除

(区分経理)

第三十二条 事業団は、援護業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて、これを行なわなければならない。

第三十三条中「援護会に対し、その業務」を「事業団に対し、援護業務」に改める。

第三十四条の見出し中「援護会」を「援護業務」に改め、同条中「援護会」を「事業団」に、「その業務」を「援護業務」に改める。

第三十五条を次のように改める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 労働大臣及び通商産業大臣は、第二十三条第三項若しくは第二十五条第一項の認可をしようとするとき、又は同条第二項第五号の通商産業省令、労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

第三章第五節及び第六節を次のように改める。

(雇用促進事業団法の特例等)

第三十六条 援護業務及び第三十二条の規定による特別の会計に関しては、雇用促進事業団法第二十二條第一項、第二十四条第一項及び第二項、第二十六条第一項及び第二項、ただし書、第二十八条、第

二十九条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十七条第一項(同法第四條第二項、第二十条第一項及び第二項並びに第三十条に係る部分を除く)並びに第四十条第一号及び第五号中「労働大臣」とあるのは「労働大臣及び通商産業大臣」と、同法第二十九条及び第三十一条中「労働省令」とあるのは「通商産業省令、労働省令」とする。

2 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、援護業務及び第三十二条の規定による特別の会計については、適用しない。

3 援護業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

第三十七條から第三十九條まで 削除

第四十一条中「援護会」を「事業団」に改める。

第四十五条を次のように改め、第四十八條及び第四十九條を削る。

理由

労働者の技能の習得及び向上、地域間及び産業間の移動の円滑化その他労働者の福祉の増進に関する業務を行なわせるため、雇用促進事業団を設立し、その組織、業務、財務会計等に関し必要な事項を定めるとともに、これに伴い労働福祉事業団の業務の範囲を改正し、炭鉱離職者援護会を解散することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る理由である。

○山本委員長 まず提案理由の説明を求めます。石田労働大臣。

○石田労働大臣 ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に資するため、昭和三十四年十一月に発足したのでありますが、今日までの普及状況は、昭和三十六年一ヶ月末で企業数が二万二千六百九十七、従業員数が二十七万八千二百三十三人という実績をあげております。しかしながら、この制度が中小企業労働福祉対策の柱の一つとして、今後一そうの普及発展をはかるべきものであることにかんがみましますと、現行制度には、中小企業の実情に照らして若干の改善すべき点があると考えられるのであります。

すなわち、その一といたしまして、現行制度では適用事業の範囲は、製造業で常用従業員数百人、商業またはサービス業で三十人以下の事業に限られておりますが、これをこえる中小企業においても退職金制度のないところが相当数あるのが実情であります。その二として、中小企業においては短期退職者が比較的多いのであります。したがって、これらに対する給付が薄い等のため、比較的勤続年数の短い従業員を雇用している企業においては、勢い加入を渋りがちという事情がありま

す。そこでこれらの点につきまして改正を行ない、本制度の一そうの普及発展をはかりたいと存じまして、この法律案を提出した次第であります。

次に、法案の内容について概要を御説明申し上げます。

この法案の要旨は、右に述べた趣旨に基づきまして四点ござります。すなわち第一点は、本制度の適用事業の範囲について、現行制度では前に述べましたように、製造業等が常用従業員数百人、商業またはサービス業が三十人以下でありますのを、製造業等では常用従業員数二百人、商業またはサービス業では五十人までが拡大することとしたこととあります。

第二点は、退職金の給付額について、現行制度では掛金納付月数が三年半に達しないと掛金相当額とならないのを、掛金納付月数二年から掛金相当額とし、また掛金納付月数五年から五%の国庫補助を行なうこととなつてい

るのを、三年から五%の国庫補助を行なうこととしたこととあります。

第三点は、一の企業から他の企業に従業員が転職した場合の本制度適用上の企業間の期間の通算につきまして、現行制度では、自己都合で退職した者でない等一定の条件を満たした上にさらに掛金納付月数二十四カ月以上の者に限って通算することになっておりますが、この掛金納付月数二十四カ月以上の者に限るといふ条件を削除することとしたこととあります。

第四点は、適用事業の範囲の拡大に伴い、従来事業主団体等における自主的な共同退職金積立事業に参加していた事業主が、本制度へ加入する際、従前の積立事業の引き継ぎ措置につき便法を講ずることとしたこととあります。

なお、法案の内容につきましては、学識経験者及び労使それぞれの代表者をもつて構成されております中小企業退職金共済審議会の答申を十分尊重して作成したものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

日雇失業保険制度は、日雇労働者の失業時における生活の安定をはかることを目的として、昭和二十四年第五回国会における失業保険法の一部改正によって創設され、社会保障政策並びに雇用失業対策の一環としてその機能を果たして参つたところとあります。

現行の日雇失業保険の保険金日額は、昭和三十一年における失業保険法の一部改正によって定められたのであります。最近における日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、今般その保険金日額の引き上げ等を行なうこともに、あわせて日雇失業保険と一般失業保険との受給資格の調整制度の改正を行ない、制度の改善をはかることとしたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。以下その概要を御説明いたします。

第一に、日雇失業保険金の日額の引き上げについてであります。

現行制度では、日雇失業保険金の日額は、第一級二百円、第二級百四十円の二段階とされておりますが、現行の日額は、すでに申し上げましたように昭和三十一年に定められたものでありまして、その後現在までに日雇労働

第三に、保険金日額の算定方法の改正につきましては、今回の保険料日額の三段階制の採用に伴い、それぞれ三段階制に即応した算定方法に改めますとともに、第一級、第二級及び第三級の保険料が混同して納付されている場合でありましてその平均額が第二級の保険料の額以上であるときは、第二級

最近の雇用、失業情勢は、雇用者の増加、労働市場における需給状況の改善、失業保険受給者の減少等、全般的には改善を見ておりますが、その反面において、労働力需給のアンバランスが顕著になりつつあることもまた否定し得ないところであります。すなわち、まず経済の発展と技術革新の進行

の施策を実施するとともに、他面必要な部門に必要な量及び質の労働力を充足して、労働者の福祉の増進と国民経済の発展をはかり、ひいてはさらに一その労働力需要の喚起を期するという発展的積極的な施策の推進を必要としているのであります。

従つて、今後の雇用政策は、労働力

すなわち、第一に雇用促進事業団は法人といたしますとともに、その資本金は、従来政府の失業保険特別会計及び地方公共団体から労働福祉事業団に対して出資のあった額をもって設立当初の資本額としたしております。役員につきましては、理事長、副理事長の

第四に、雇用促進事業団は、従前労働福祉事業団が行なっていた総合職業訓練所、中央職業訓練所等の失業保険福祉施設の設置及び運営に関する業務を引き継ぐとともに、これらの業務に要する資産及び権利義務を承継すること

といたしております。

第五に、炭鉱離職者臨時措置法に基づいて、従前炭鉱離職者援護会が行なっていた業務につきましては、雇用促進事業団が炭鉱離職者援護会から引き継ぐとともに、炭鉱離職者援護会の有する一切の資産及び権利義務を承継することとして、炭鉱離職者援護会は事業団成立とともに解散することとした。

なお、炭鉱離職者臨時措置法に基づいて行なう特別の対策としての業務につきましては、その業務の範囲、費用の負担等は従前通りとし、この業務にかかる経理については、他の業務にかかる経理と区分するため、特別の会計を設けて行なうこととし、またその監督については労働大臣と通商産業大臣の共管といたしております。

以上がこの法案提案の理由並びにその概要であります。御審議の上、何とぞすみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

○山本委員長 三案についての質疑は後日に譲ることにいたします。

○山本委員長 労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑を許します。井村重雄君。

○井村委員 私は失業対策事業関係、これに連なる日雇い労働者の問題、失業救済問題について、逐次伺いをいたしたいと存じます。

のでありますから、自後十年間の運営経験、また私どもが地方自治体にお

まして、実際のその概況を見た場合に、はたして適切であるかどうかということについて逐次伺いをいたしたいと存するのであります。これは大体わかったことのようにありますけれども、失業救済をするということが目的であるけれども、今日ではほとんど固着してしまつて、そこにはつきりした雇用関係が成立して、ほとんど動かない状態になつてゐる。そこでこの事業の上において資材費、事務費、労務費というふうなことで、国と地方自治体とがお互いに分担をいたして経費を出してゐるのではありませんか、これによつての雇用者と言いますか、仕事に従事してゐる者との身分関係がいかかに相なつておりましたら、まず伺いをいたします。

○石田国務大臣 これは特別職の地方公務員という立場になつておると存じます。

○井村委員 それではよくいろいろな団体交渉権というふうなもので、あるいは期末手当をめぐり、あるいは夏季手当をめぐつて団体交渉があります。が、それでは地方自治体とその団体交渉に必要ならなければならないという根拠があるのでございませうか。

○堀政府委員 失対労働者は、ただいま大臣から答弁いたしましたように、特別職の地方公務員になつております。従いまして、法制上は労働組合法の適用があるわけではございません。従いまして、団体交渉権というものは法的には一応ある、こういう考え方でございませう。ただし、たとえば賃金決定等の問題につきましては、これは労働

大臣が緊急失対法の規定により定めるということになつておりますので、地方自治体の理事者側におきましては、その団体交渉の当事者として交渉する余地のない問題も多々あると思ひますが、一応法的にはいただいま申し上げましたことによりまして、団体交渉権はある、こういう建前になつております。

○井村委員 それでは一般失業対策事業に従事してゐる者は、おおむね地方自治体の公共事業的なものに従事してゐるのですが、それ以外に民間請負業者のところへ労働手帳を持つて行つてゐる者との関係はどうなつておりますか。

○堀政府委員 これはその日雇い労働者が職安に出頭いたしまして、そうして求職の申し込みをするわけですが、これにつきまして、民間の求人、それから公共事業の求人あるいは失対事業の求人、こういうものとらみ合せて、その適した方向にお世話をする、こういう建前になつております。

○井村委員 それでは同じ手帳を持つてゐる者でも、一般失対事業に従事してゐる者は、これは地方特別公務員という、はつきり地方自治体との雇用関係が成立してゐるのでございませうね。

大臣が緊急失対法の規定により定める

ということになつておりますので、地方自治体の理事者側におきましては、その団体交渉の当事者として交渉する余地のない問題も多々あると思ひますが、一応法的にはいただいま申し上げましたことによりまして、団体交渉権はある、こういう建前になつております。

○井村委員 それでは一般失業対策事業に従事してゐる者は、おおむね地方自治体の公共事業的なものに従事してゐるのですが、それ以外に民間請負業者のところへ労働手帳を持つて行つてゐる者との関係はどうなつておりますか。

○堀政府委員 これはその日雇い労働者が職安に出頭いたしまして、そうして求職の申し込みをするわけですが、これにつきまして、民間の求人、それから公共事業の求人あるいは失対事業の求人、こういうものとらみ合せて、その適した方向にお世話をする、こういう建前になつております。

○井村委員 それでは同じ手帳を持つてゐる者でも、一般失対事業に従事してゐる者は、これは地方特別公務員という、はつきり地方自治体との雇用関係が成立してゐるのでございませうね。

○堀政府委員 その労働者が失対事業に従事する場合には、その地方公共団体との間に雇用関係が成立する。従いまして就労した場合においては、その関係は地方公務員の特

別職になる、こういう考え方でございませう。

○井村委員 よく今日では失業対策事業そのものが非常に非能率的であると

いうふうな非難を受けておる。またこ

れをめぐつていろいろな不正が行なわれておる、またこの事業をやる上において地方自治体そのものが非常に困難を感じておる、手を焼いておるといふ現状は、あなた方どういふふうに考えておられますか。

○堀政府委員 失対事業はただいま先生御指摘のように、緊急失業対策法の制定当時は、失業者を一時的に救済する、そして民間雇用の方に振り向けていく、こういう大きな建前で制定されたところではございますが、現状を見ますと、最近この失対労働者の年令等を見ましても、中高年層が非常に増加してきております。そして事実上この失対事業に滞留するといふような傾向が顕著になつてゐることは、遺憾ながら事実でございませう。従いましてそれを反映いたしまして、この失対事業が必ずしも能率的に運営されておらないという批判をあらこちから伺うわけでございませう。これはそのような事実はやはり存在する場合があります。このことは、われわれも認識しておるわけでございませう。従いまして私どもといたしましては、最近の景気的好調等の情勢等にもかんがみまして、この失対事業の就労者なるべく民間事業の求人の方に振り向けていく、民間就労を促進する、こういう建前に立つて運営をはかつて参りたいと考えております。また非常に高年令層の人であります。また能力の乏しいような方につきましては、それに適したような軽易な作業に振り向けていく、こういう建前でいかなければならぬのじゃないか、またそれと並行いたしまして、この失対事業の労働管理組織、これにつきま

しても私どもはあるいは失対事業の監察制度の刷新、それから失対事業の理事者につきましては、資材費あるいは事務費等の増額等を行なうことによりましてその能率を合理的に改善していくという方向に向けて進めていくべきではなからうか、また、それと並びまして失対事業の就労者につきましては、民間就労を促進するといふ見地から、現在各地におきまして常用化促進事業等が個別的に行なわれておるような向きもありますけれども、私どもは三十六年度からはテスト・ケースといひまして、これにみちちりと職業訓練を施しまして、そして民間に雇用を促進するといふ方向をぜひとりたいと考えまして、そのような民間への就労を促進するための職業訓練を各地において行ないますように、予算も計上しておるわけでございませう。

○井村委員 今の御説明は理論上非常に筋道が立ち、できるだけ有利な民間事業の方へやる、職業訓練もやろう、非常にけっこうなことではあります。また今御説明を受けた雇用促進事業団の中へもいろいろその精神が盛り込まれておるのであります。しかし現実にはその中へいかにその精神が盛り込まれておるのか、先般私の地方で、いわゆる労働手帳のみを持って、これをあるボスに預けておる、しかも何千人分の賃金を取り上げておる、しかもこれを監督する立場である市の役人が恐喝をおそれてこれを見のけしたという意味合いにおいて、背任罪で訴えられておる。しかもそれを調べてみると、百数十万円の貯金を持つて非常に豪華な生活をしてゐるというのであります。今まで労働省において、これらの失業対策事業の日雇い労働者の労働

というふうな非難を受けておる。またこれをめぐつていろいろな不正が行なわれておる、またこの事業をやる上において地方自治体そのものが非常に困難を感じておる、手を焼いておるといふ現状は、あなた方どういふふうに考えておられますか。

○堀政府委員 失対事業はただいま先生御指摘のように、緊急失業対策法の制定当時は、失業者を一時的に救済する、そして民間雇用の方に振り向けていく、こういう大きな建前で制定されたところではございますが、現状を見ますと、最近この失対労働者の年令等を見ましても、中高年層が非常に増加してきております。そして事実上この失対事業に滞留するといふような傾向が顕著になつてゐることは、遺憾ながら事実でございませう。従いましてそれを反映いたしまして、この失対事業が必ずしも能率的に運営されておらないという批判をあらこちから伺うわけでございませう。これはそのような事実はやはり存在する場合があります。このことは、われわれも認識しておるわけでございませう。従いまして私どもといたしましては、最近の景気的好調等の情勢等にもかんがみまして、この失対事業の就労者なるべく民間事業の求人の方に振り向けていく、民間就労を促進する、こういう建前に立つて運営をはかつて参りたいと考えております。また非常に高年令層の人であります。また能力の乏しいような方につきましては、それに適したような軽易な作業に振り向けていく、こういう建前でいかなければならぬのじゃないか、またそれと並行いたしまして、この失対事業の労働管理組織、これにつきま

しても私どもはあるいは失対事業の監察制度の刷新、それから失対事業の理事者につきましては、資材費あるいは事務費等の増額等を行なうことによりましてその能率を合理的に改善していくという方向に向けて進めていくべきではなからうか、また、それと並びまして失対事業の就労者につきましては、民間就労を促進するといふ見地から、現在各地におきまして常用化促進事業等が個別的に行なわれておるような向きもありますけれども、私どもは三十六年度からはテスト・ケースといひまして、これにみちちりと職業訓練を施しまして、そして民間に雇用を促進するといふ方向をぜひとりたいと考えまして、そのような民間への就労を促進するための職業訓練を各地において行ないますように、予算も計上しておるわけでございませう。

しても私どもはあるいは失対事業の監察制度の刷新、それから失対事業の理事者につきましては、資材費あるいは事務費等の増額等を行なうことによりましてその能率を合理的に改善していくという方向に向けて進めていくべきではなからうか、また、それと並びまして失対事業の就労者につきましては、民間就労を促進するといふ見地から、現在各地におきまして常用化促進事業等が個別的に行なわれておるような向きもありますけれども、私どもは三十六年度からはテスト・ケースといひまして、これにみちちりと職業訓練を施しまして、そして民間に雇用を促進するといふ方向をぜひとりたいと考えまして、そのような民間への就労を促進するための職業訓練を各地において行ないますように、予算も計上しておるわけでございませう。

○井村委員 今の御説明は理論上非常に筋道が立ち、できるだけ有利な民間事業の方へやる、職業訓練もやろう、非常にけっこうなことではあります。また今御説明を受けた雇用促進事業団の中へもいろいろその精神が盛り込まれておるのであります。しかし現実にはその中へいかにその精神が盛り込まれておるのか、先般私の地方で、いわゆる労働手帳のみを持って、これをあるボスに預けておる、しかも何千人分の賃金を取り上げておる、しかもこれを監督する立場である市の役人が恐喝をおそれてこれを見のけしたという意味合いにおいて、背任罪で訴えられておる。しかもそれを調べてみると、百数十万円の貯金を持つて非常に豪華な生活をしてゐるというのであります。今まで労働省において、これらの失業対策事業の日雇い労働者の労働

しても私どもはあるいは失対事業の監察制度の刷新、それから失対事業の理事者につきましては、資材費あるいは事務費等の増額等を行なうことによりましてその能率を合理的に改善していくという方向に向けて進めていくべきではなからうか、また、それと並びまして失対事業の就労者につきましては、民間就労を促進するといふ見地から、現在各地におきまして常用化促進事業等が個別的に行なわれておるような向きもありますけれども、私どもは三十六年度からはテスト・ケースといひまして、これにみちちりと職業訓練を施しまして、そして民間に雇用を促進するといふ方向をぜひとりたいと考えまして、そのような民間への就労を促進するための職業訓練を各地において行ないますように、予算も計上しておるわけでございませう。

○井村委員 今の御説明は理論上非常に筋道が立ち、できるだけ有利な民間事業の方へやる、職業訓練もやろう、非常にけっこうなことではあります。また今御説明を受けた雇用促進事業団の中へもいろいろその精神が盛り込まれておるのであります。しかし現実にはその中へいかにその精神が盛り込まれておるのか、先般私の地方で、いわゆる労働手帳のみを持って、これをあるボスに預けておる、しかも何千人分の賃金を取り上げておる、しかもこれを監督する立場である市の役人が恐喝をおそれてこれを見のけしたという意味合いにおいて、背任罪で訴えられておる。しかもそれを調べてみると、百数十万円の貯金を持つて非常に豪華な生活をしてゐるというのであります。今まで労働省において、これらの失業対策事業の日雇い労働者の労働

しても私どもはあるいは失対事業の監察制度の刷新、それから失対事業の理事者につきましては、資材費あるいは事務費等の増額等を行なうことによりましてその能率を合理的に改善していくという方向に向けて進めていくべきではなからうか、また、それと並びまして失対事業の就労者につきましては、民間就労を促進するといふ見地から、現在各地におきまして常用化促進事業等が個別的に行なわれておるような向きもありますけれども、私どもは三十六年度からはテスト・ケースといひまして、これにみちちりと職業訓練を施しまして、そして民間に雇用を促進するといふ方向をぜひとりたいと考えまして、そのような民間への就労を促進するための職業訓練を各地において行ないますように、予算も計上しておるわけでございませう。

○井村委員 今の御説明は理論上非常に筋道が立ち、できるだけ有利な民間事業の方へやる、職業訓練もやろう、非常にけっこうなことではあります。また今御説明を受けた雇用促進事業団の中へもいろいろその精神が盛り込まれておるのであります。しかし現実にはその中へいかにその精神が盛り込まれておるのか、先般私の地方で、いわゆる労働手帳のみを持って、これをあるボスに預けておる、しかも何千人分の賃金を取り上げておる、しかもこれを監督する立場である市の役人が恐喝をおそれてこれを見のけしたという意味合いにおいて、背任罪で訴えられておる。しかもそれを調べてみると、百数十万円の貯金を持つて非常に豪華な生活をしてゐるというのであります。今まで労働省において、これらの失業対策事業の日雇い労働者の労働

しても私どもはあるいは失対事業の監察制度の刷新、それから失対事業の理事者につきましては、資材費あるいは事務費等の増額等を行なうことによりましてその能率を合理的に改善していくという方向に向けて進めていくべきではなからうか、また、それと並びまして失対事業の就労者につきましては、民間就労を促進するといふ見地から、現在各地におきまして常用化促進事業等が個別的に行なわれておるような向きもありますけれども、私どもは三十六年度からはテスト・ケースといひまして、これにみちちりと職業訓練を施しまして、そして民間に雇用を促進するといふ方向をぜひとりたいと考えまして、そのような民間への就労を促進するための職業訓練を各地において行ないますように、予算も計上しておるわけでございませう。

○井村委員 今の御説明は理論上非常に筋道が立ち、できるだけ有利な民間事業の方へやる、職業訓練もやろう、非常にけっこうなことではあります。また今御説明を受けた雇用促進事業団の中へもいろいろその精神が盛り込まれておるのであります。しかし現実にはその中へいかにその精神が盛り込まれておるのか、先般私の地方で、いわゆる労働手帳のみを持って、これをあるボスに預けておる、しかも何千人分の賃金を取り上げておる、しかもこれを監督する立場である市の役人が恐喝をおそれてこれを見のけしたという意味合いにおいて、背任罪で訴えられておる。しかもそれを調べてみると、百数十万円の貯金を持つて非常に豪華な生活をしてゐるというのであります。今まで労働省において、これらの失業対策事業の日雇い労働者の労働

働セシマスといいますが、そういう調査を、家族構成、就労日数、住宅の有無、教育の程度、さようなことについて労働セシマスをやられたことがございますか、いかがでしょうか。

(山本委員長退席、齋藤(邦)委員長代理着席)

○堀政府委員 たいま御指摘の事件は、金沢市において最近発見した事件であるようにわれわれも拝承しております。これにつきましては、たいま御指摘のようなボスの労働者が介在いたしました、それが理事者を脅迫し、そして架空の人員を計上させました、それを自分のふところに納めておいたというような事犯で、セメントの横流し等の事件に関連して発覚いたしました。目下調査をされておるところであります。まことに私も私どもとしては遺憾千万に存する次第でございます。これにつきましては、私も私どもといたしましてはこの失対事業に対するところの監察制度を徹底的に強化いたしまして、そうして今後かりそめにも、たいま御指摘のような事件のありまじやうに努力しなければならぬと考えております。

それから次に日雇い労働者の生活実態につきましては、労務省職業安定局といたしまして毎年十一月に日雇い労働者の生活実態調査を実施しております。これは継続して今後においても実施いたします。その調査に基づきまして、たいま先生の指摘されましたような日雇い労働者の生活状態、家族構成、収入なり住宅の状態というような点につきましては、相当詳細な調査をいたしておるところであります。

○井村委員 私は重ねて御要望申し上げたいことは、その調査が、実際に即して労働手帳の発行が正しく行なわれておるかどうか、他に仕事をもち別の職業に従事しておる者が漫然と、そういう遊休労働手帳をかり集めて何十冊か何百冊か持っていることによつて、そうした不正が行なわれるのでありますから、これははつきり一つ規制をやらなければならぬ。一例を申し上げれば、神社の祭礼等で露店で営業をやっておる者が、無職だというので手帳を持っておる。それが常にある者に貸されておるというこの事実をよく調べていただくかなければならぬ。またもう一つは、いかに監察制度をやっても、もはやその地方自治体では失業対策事業の監督になり手がなく、この新聞を見ましても柔道の有段者が、から手術を覚えた者か、あるいは携帯の何か放送でもすぐ警察に知らせるような設備がなければこわくてやれない。また中にはマージャンとかあるいは酒を飲む場に行つてそのボスに迎合して、ようやく自分の監督任務をやっておるという状態であります。おそろしくこういう金沢に出た例は氷山の一角で、非常に大きな問題でないか、こうしたところにやはり暴力というものを含まれておる。たとえば監督をきびしくすると、その監督の留守宅へ行つて、留守宅の前であぐらをかいて昼食を食うとか、あるいはこの主人はあまりにきびしいから、これじゃ勤まりますかねえというような恐喝、お礼参りのようなことがよくあるのです。こういう点についてももう少しよくやらないと、これは地方自治体が非常に困っているのですから、やはりこういうふうな面から見ても、監督強化のた

めには事務費というものは全額国庫負担で、もう少し監督をきびしく正しくやられるようにしなければならぬと思うのであります。

次にお伺いしたいのは特別失対事業であります。これは非常に円滑に行なわれ、現在でも必要とお考えでございますでしょうか。

○堀政府委員 特別失対事業につきましては、これは御承知のように三十五年度におきましては事業費七十八億円程度でございます。一日平均一万八千人程度の失業者を吸収する計画を立てておるわけでありまして、そしてこの事業の三十五年度の実績といたしましては七〇〇程度の計画が達成せられております。本年度におきまして大体この予定の計画が達成される見込みでございます。この特別失対事業につきましては、私も私どもは今後の方針といたしましては、比較的労働能力の高い失業者をこの事業に吸収せまして、労働力の保全培養と事業の経済的効果の向上をはかるという基本的な精神に基づいて実施して参りたいと考えております。この事業の実施につきまして、たとえば事業の施行が時期が片寄ったりあるいは場所がずれたりいたしまして問題点があるような向きも聞いております。以上のような考え方によりまして今後ともその効率的な運営をはかりたいと考えてござります。

○井村委員 この問題は非常に円滑に行なわれ、一面では一般失業対策が三百十億とか今年度三百八十億円というふうな低賃金であり、民間企業の方に参れば八百円あるいは場所によつては千円とあるのですが、私がはつきり申し上げたいのは、もう少し深く地方の実情をお調べになり、地方の事業家を調査なされば、働努力は今日失業状態にあるようなことでは全然ないのであります。労働者は足りないのです。ところが実際にいへばこの失対事業は、もう少し皆方嚴重に調べていただきたいのですが、決して正しい労働者は吸収してやりません。工事が終わればただ何人かの手帳の印鑑をもらつておるのです。たとえば三千万円の公共補助のついた事業を私が請け負うとしましう。ここに五百名なら五百名の手帳を持った労働者を使えという付帯条件がついてくる。ところが労働者は足りないから、どうしても工事を完了してその金を受け取る場合にはボスに頼んで、判こだけもらつてつじつまを合わしてもらわなければならぬという、こういう実情が今日あるのです。だからこの失業対策事業は、労働者を救うという意味においては、私は決してこれは非難いたしません。ただし今日は実情が合わないのでございます。むしろこれを野放しにして、優秀なものは全部民間業者へ使わした方がかえっていいのです。手帳のある者をどうして五百名この事業に使わなければならぬが、労働者が足りない、どうしてももう三百労働手帳のナンバーと判こをもらわなければ工事が受け取れないという場合に、だれかがどこからかこれを集めてきて、印鑑代というものをとってくるのです。これはどうか一つお願い申し上げておきますが、地方自治体及び民間業者に十分な調査、アンケートをとられまして、私の申し上げておることが事実か、あるいはそうで

はないのだという——こういうかなり大きな予算を占めるこれが、そういうゆがめられた形において、むだに浪費されておるならば、名前は失業救済事業でありますけれども、そうではないのであつて、今日労働力はもう足りないのです。このためにいかほど資本金の弱い、小さな請負業者が困つておるか、地方自治体によつては、これのついた事業は受け取り手がなくなつておるといふ現状を目をつぶらないで、一つよく御監察をしていただきたい、私はかように考えるわけでありまして、と同時に、先ほど申し上げましたような、毎年十一月にセンサスをやっておる、毎年のことですが、一体どの階級の人か、この失業救済事業というものができてから、何年経つてこれが固着化しているのか、それからどれほどのパーセンテージが民間業者へいつているのか、そういうふうな実態調査を私はぜひ一つやっていたいただきたいと考えるわけでありまして。

○石田国務大臣 今、井村さん御指摘のような事実について、私も仄聞いたしてはおります。そういう点の監督、調査の強化はかねがね命じておるところでございますが、しかしこの上にもさらに嚴重に調査をいたしたいと存じます。

それから労働セシマスの内容につきましては、事務当局からお答えをいたさせていただきます。ただ失業対策事業全般を考えてみますときに、もとより御指摘のようにそのほとんどが固定化の傾向にあります。これは非常に遺憾なことでありまして、その固定化の結果として、その年令構成が非常に高くなつてきておるのであります。そこでその年

令構成の非常に高い層——確かに全体としては労働力は不足をしておるのではありませんが、それに対する事業というものは、まだまだ非常にわずかしいのであります。その労働の質等によりましては、困難な事態もあるわけであります。そこで私もこの固定化を何とか破りたい、こういう観点から、先ほど御説明いたさしましたように、年令構成の低いところに対しては職業訓練をやりますと同時に、でき得る限り民間労働へあつせんするようにいたしました。その方が賃金も高いわけであります。これを常用雇用の方にできるだけ振り向けて、高い賃金を獲得できるように指導する方法をとっております。それから年令層の高いところ、それから非常に極度の労働には耐えられないという層に対しては、これはいろいろ御議論もございましょうけれども、やはり私はこの制度について、そういうあたたい、寛容の目で見る必要のある部分もあることを御了承願いたいと存じます。

○井村委員 今大臣のおっしゃることも私は十分承知するのであります。金沢のこの不正事件をめぐってこの問題がどこから発見されたかといえ、いわゆるまじめな労働者の投書であります。いかに彼らがまじめにやろうと思つても、そうしたことに對する恐怖というが非常に圧迫感という、そういうものとおるのではありません。何とかこれを改正してくれというふうな投書がむしろ働いておる者自身から出るのではありません、私もはまじめな労働者がかわいそうだという面では同一でありますから、これは一日も放置できないと思うのであります。

そこでお考えをいただきたいのは、やはり年令別あるいはその他従来の経験による技能職別といえますか、いろいろなことで、これがある程度別組織化するというお考えがございせんか。たとえば若い年令層で家族構成の多い五大家族以上の者には日給これだけにする。老齢の者には愛情を持ってやる。これは生活保護と同じ程度の考え方だということで、比較的賃金が安くても安心して働ける場所を提供するとか、これを一括失業対策事業でいかなうか、これが労働センサスをやつてくれというの、いろいろ経験、前歴、前職全部を調べて、年令別か何かで別をして、そして働ける者、家族を養う者には多くやるという考え方で、もはやこの失業対策事業をめぐると原則的な立法を考え直すべき時期に來たんじゃないか。雇用に関する基本的な立法を時代に即応して、しかもきょう御提案なされた雇用促進事業団の裏づけになるように、また職業安定法ともからみ合わせて、根本的にこの法律を時代に即応するように考えなければならぬ時代が來たのではないか。それを前提にして、過去十年の失業救済事業あるいは現在の特別失対事業というものをよく綿密に割り出して、そうなさるお考えはございせんかどうか。

○石田國務大臣 御指摘のように、失業対策事業はもう十年余の歴史を経過しております。客観的な経済条件も著しく変わつてきておるわけでありまして、それに伴ひまして、一般的な雇用情勢も変わつてきておるのであります。この失業対策事業全体が今までのような考え方で、この態勢だけで

進む時期ではもうなくなつたという点については同感であります。従つて私も先ほど申しましたように、年令層が高いとかあるいは病弱とかそういうような条件の人はこれは仕方がございせんけれども、それ以外の人々についてはは得る限りこれを常用雇用に切りかえる方向、あるいはまた民間の業務に行つて高い賃金をとり得るような方向に指導していきたいということ、これはすでに今次の予算措置の中にもテスト・ケースとして組み入れてあるのであります。ただその賃金決定の場合において、労働の能力だけに基準を置いてきめるというのは、この制度の生まれまじり経過及びその性質から勘案いたしまして、それだけできめることは私はやはりまだ早いのではないかと思います。

それからもう一つは、私も現に民間へ行く、高い労働能率を發揮し得られる人は高い賃金をとり得る機会があるわけでありまして、中にはなまけ者で、働けるんだけれども重労働はいやだという人もおるでしょうけれども、私も行政を行なう目というものは、少数の誤つた人に氣をとられて、多数の善意の人を傷つけるということ、これは行政の目としては全体を善意で見ていきたいと思つておる。そういう目で見て参りますと、やはり今の失対事業に残つておる人は民間の労働に耐えられない年令層の人が非常に多いのじゃないか。そういう人たちが労働能率が低いからという理由で、現在までも、それも決して高い料金でない現在の保障をさらに切り下げた待遇をすることは非常に困難ではなからうか。困

難であるばかりでなく、この制度自体から間違ひではなからうかと思ひます。先年私が労働大臣をやめました直後に問題になりました高年令層の生活保護への切り換えというようなことは、相当誤解もございしましたが、そのときもやはりこういう制度自体から來た建前からいいますと、これはもう矛盾がございまして、論議がありましようとも、やはり既得権を奪うという方法はとるべきでない。ただ家族構成その他から給与の方法は適格基準決定の方法等について検討を加える、そうしてただいま御指摘のように、でき得る限りこれを常用雇用、民間有効労働の方へ向けられるように行政上の指導をする。要すればそういう線に沿つた法律上の改正を検討するということは同感でございまして、これから次の予算編成までの間に検討を命じたいと思つております。

○井村委員 私は決して既得権を侵したり、社会全体が保障して行くという考え方を弱めろということではございせん。仰せの通り、やはり最小限度の社会通念によつて保障をして参らなければなりません。ただ家族構成その他によつて、また場合によつては一般失対事業であるけれども、相当働き得る能力のある者に対しては、これは何か特別に給与体系を少し改めてやつてもらいたいということでありまして、それからいまだ一つ、さきに申し上げた繰返しでありますけれども、失対事業の補助がついて民間事業の方へ参るので、これは人数の制限をつけたりもつきせない方が、かえつて、私がさつき言つた能率が上がつて、喜んでそこへ行くのであります。それ

を何百人使え、延べ何千人使えといひもつきであるから、わしらのような手帳を持った人間がおるからお前はこういう請負事業ができるのじゃないか、われわれのおかげでこういう政府の予算をつけた事業を請負いできるのじゃないかといふので、それが終末のときに判こをもらつとか手帳をもらつ、毎日十人を雇わなければ事業の完了の時期まで延べ三百人にならない場合には、最後のどたんばで來ない場合には、最後には勞せずしてただ労働手帳のナンバーと印鑑をもらわなければならぬというふうなことから、私は特別失対事業はそういう数のひもつきやなしに、野放しにした方がむしろいいかと思うのですが、この問題についてはいかがですか。

○堀政府委員 この特別失対事業の運営につきましては、経済各省と労働省と連絡をとりまして、協議の上実施しておるわけでございまして、この事業の実施されております趣旨が、なるべく多数の失業者を吸収してもらうというところにあるわけでございまして、従ひましてこの運営につきましては、労働者を雇用する場合におきまして、その吸収率というものを定めて、その実施を願つておるわけでございまして、それが現場に参りますと、この業者についてはこの率から換算いたしまして何百人程度というふうなことになるのであります。さきに申し上げたように、以上のような趣旨から実施されておるわけでございまして、要は失業者の實質的吸収がはかられればよろしいわけでありまして、それに應じて事業そのものはなるべく効果を上げるように、能

○井村委員 地方自治体の責任者あるいは工事を現実やつておる者からアンケートをおとりになれば、むしろ野放しにした方がたくさんの方の失業者を自由に吸収できて、高賃金で、おそらく一般失業者対策へ行く人間ももっと減るだろうと言うだろうということを申し上げておきますから、どうぞ十分な御調査をお願いします。

○石田國務大臣 賃金格差その他労働条件の規模別格差が存在する根拠というものは、今御指摘のように生産性の差であります。全くほとんど生産性の差と正比例を以てしております。生産性の差はしからば何によつて生ずるか。これはもちろんいろいろあげることができると存じます。設備、技術、金融、税法、あるいはまた資材購入の方法等、いろいろあげることができると思いますが、これは労働行政の面から見

いうことは、やはりまた逆戻りいたしました。賃金と労働条件の問題に返って参ります。そこで私どもは最低賃金法を制定いたしましたのも、あるいはまた今度改正をお願いいたします退職金共済制度をやるのも、失業保険あるいは労災保険、健康保険等の社会保険の小規模事業者への拡張適用をやっておりますのも、そういう制度を通じまし

指導がこれからは一番必要になってくるんじゃないか。私どもは現に各地におきまして自覚された中小企業経営者及び労働者が、拘束時間を減らしつつなお生産労働時間を上げておる実例を多く見るのでありまして、そういう実例に基づきました指導をやつて参りたいと思います。ただ基本的に中小企業の人不足は、確かに現在若年労働層に対しては非常に人不足であります。本年三十六年の三月末卒業者に見まし

働力を確保する唯一の道は、やはり労働条件の向上以外にないのでありまして、みずから労働条件の向上という点について努力反省等をなさらないで、ただ職業安定局だけに、中小企業にも安い賃金をがまんしていただいても無理にでもあつせんしろと言われても、これはできることではございませんよ。ただいま申し上げましたような

差があるので賃金を上げられない。しかし、これをいつまでもこのままにしておいては、やはりこれは救われないのであります。私は一番先に申し上げたいことは、むしろ思い切つて最低賃金制というものを大幅に推進して、相当無理がかかるかも知れぬけれども、やはりある程度の最低賃金制を確保して、大企業へ就職する者との格差をななくしてやらなければ百の理論を立てても人がいかなないというこの問題であり

います。どうかこの最低賃金制という問題は、政府においてもあまりこだわらないで、大幅に考えて、まず人を入れる、そこで、企業が危殆に瀕した場合にこれをどうしてやるかという問題点を、一つ根本的に考えてもらいたい。

もう一つ、私は資本だけではないのに、人の問題だと思ふであります。そこで、一言申し上げたいのは、教育

れに對する雇い主の責任体制を作るというふうな、何か立法をなさる御意思はおございませんでしょうか。

○石田國務大臣 前段の最低賃金制の御意見に務ましましては、与党内から非常に御理解のある御議論が立たたことを、私は心強く存じます。ただこの法律は実施されて一年有半でありますして、たゞいま対象人員がもう約五十万になったと思います。これは、前に私が労働省におりましたときに行政指

質的には二百円をかなり大幅に上回った額で順次決定されつつあるのであります。そこで、この制度をさらに高めるとともに法律改正をすべきたという議論、社会党などからは御承知のように全国一律の十八才八千円という制度、御議論がごさいます。私どもも地域的な差というものがなくなっていくということ、これは文化的にも、生活

うな指導をして参りまして、それによつて、法律の前進の基礎を作つてきた。今はなお、先ほど労務管理の点で申し上げましたような認識が中小企業経営者の中に多いのが実情でありますので、そういうものがだめになった場合には、だめになったときに別に考えればいいじゃないか、これも一つの御議論でありますけれども、私はやはり漸進的に、段階的にいくのが適當であらうと考えております。

と見ております。三十三年、三十四年の実績が三十八、九万でございました。そうなつて参りますと、農業労働から第二次産業、第三次産業へ転換いたしました各年次の数は平均二十万前後、従つて、私どもが技術教育、職業訓練等を施す対象人員もそこめどを置きまして、この雇用促進事業団でやります総合職業訓練あるいは自治体で委嘱をいたしております一般職業訓練あるいは企業内職業訓練等を総合いたしましたして、おおよそこれらの人員を対象として、とにかくしっかりした技術を与えることによって将来の雇用の安定を期そう、これは農業労働力移動の問題に重点を置いて参る所存でございます。全く御指摘の通り、これを行なわないでいきますれば、私は、やはりほんとうの意味の産業構造の改革には

ならないと思います。もう一つは、臨時工、社外工の問題等につきまして、やはり基準法適用を強化いたしました。この不安定な雇用を常用雇用に切りかえていく努力もいたしたいと考えております。

○齋藤（邦）委員長代理 五島虎雄君。

○五島委員 私は、大臣を中心として、労働基準法の問題やあるいは労働

時間短縮の問題その他PWの問題等々について質問をしたいと思っております。その用意を若干してきまして、ところが、大臣はかぜのために出ていくということで、大臣に関連しない質問について、若干の時間質問をしておきたいと思います。

まず最初に私は、基幹局の方に資料として要望したいのがあります。その一つは、昭和三十一年の四月に、基幹行政運営方針、すなわち正基準とい

うもの新方針が出ておりますね。それから、同年五月に、それに基づいてかどうかわかりませんが、監督基本方針が極秘文書で出ておるらしいのです。それは出ておりますか。そこで、この二つの文書を、ずっと古いことですから、われわれに資料として渡していただきたいと思うのです。それで、次の機会に、これを中心として、現在の労働基準法がいかに労働者にとってマイナスになっているか、あるいはそれに基づいて監督行政、基準監督等々が、労働者保護の立場から逆コースをたどっているんじゃないか、そういうようなことを中心として聞いてみたいと思います。資料を出して下さい。いいですか。

○大島政府委員 ただいま御指摘の具体的な文書について、私どもをさすのか明瞭でないであります。おそろしく昭和三十三年に労働基準法の臨時調査会の答申がございまして、それに基づきまして、労働基準法運営の基本方針を毎年定めおられますが、その文書ではなからうかと存じますが、調べまして御提出したいと思っております。

○五島委員 昭和三十三年に出された問題じゃなくて、三十一年四月二十七日に新方針として、当時の基準監督行政としての職員的心得、気がまえ、それについて運営方針が出ておるはずで、それと一カ月前後して極秘文書が出ていると聞いています。なければ仕方がないのですけれども、あると思うのです。ですから大島局長はよく調べて、われわれにすみやかに出して下さい。次の社労委員会は三日ですから、それまでに一つお願いしたいと思うのです。

それからもう一つは、ILO八十一号によって監督行政に関する条約がすでにわが国では批准をされております。ところが、この八十一号条約、工業及び商業における労働監督に関する条約によれば、その二十条には、「監督機関の業務に関する年次一般報告を公表しなければならぬ。」「その年次報告は、当該年度の終了後適当な期間内に、いかなる場合にも十二箇月以内に公表しなければならぬ。」「年次報告の写は、公表後適当な期間内に、いかなる場合にも三箇月以内に国際労働事務局長に送付しなければならぬ。」「この規定しております。ですから、現在でしたら三十四年度分が公表されておらなければならぬと思うのです。これは年報式になっているのですから、三十四年度分が公表されておるのなら、それをわれわれの手に配付してもらえないかということですが。

○大島政府委員 年間の基準法の監督の実情につきましては、基準監督年報を出しております。これによって全般の基準法運用の実情を御了解願うことになっております。なお、ILO関係に対する資料その他の報告については、条約あるいはILOの規定に定まった通りのものをやっておりますと存じます。その年報につきましてはまた御提出申し上げたいと思っております。

○五島委員 その年報はいつまで出ているのですか。

○大島政府委員 現在のところ三十三年度までできております。三十四年度の分につきましても間もなく完成すると思っております。

○五島委員 そうすると、三十三年度まで出ているということは、十二月まで以内に公表しなければならぬ、三カ月以内にILO事務局長に提出するといふことの一年おくれになっているように思われます。二十四カ月ばかりおくれになっているのですが、これはILO八十一号の二十条の条文に違反しませんか。

○大島政府委員 年度ごとの監督年報になっておまして、そういう関係で年度を超過いたしませんと報告がまともまりませんので、若干のズレはあるかと思ひますが、できるだけ早い機会に出すように努めております。

○五島委員 その年報は毎年国会には提出されないのですか。

○大島政府委員 現在までのところ特に国会に御送付申し上げてはおりませんが、とも思ひますが、私従来の慣例はちよつと詳細に存じませんが、御提出いたしたいと思ひます。

○五島委員 それでは、そういうようにして、最新の年報を、ずいぶん高くつくでしようが、一つ提出していただきたいと思ひます。そういうような事柄に基づいて次の機会に質問をします。それから、大臣がおつてもおらなくともいいけれども、事を非常に急がなければならぬ問題があります。それは昨年末に自民党の福田代議士からですか、特別国会の会期中に、当委員会において緊急の質問が行なわれました。その緊急の質問は、一地方の問題ではあります。岩手県の岩手銀行の紛争状態でありまして、それで問題は、年末に押し詰まったものですから、金融の問題に非常に影響があるのではないかと。そこで、労働問題もさることながら、金融問題をいかに解決するかというやうな問題を中心にして質問が行なわれたわけです。私は、ここで一地方

のことを特別に取り上げようとは思ひませんが、調査した結果によりますと、その紛争の状態が、だんだん感情的になっていって悪質になっていく。そしてだんだん解決の方途を見出せずして、その紛争状態が深刻になっていくつある。従つて、これでは労働基準法の問題にも触れてきますし、職業安定法の問題にも触れてくるような状態が発生してきております。従つて、この岩手銀行の紛争状態の問題が、職業安定法の違反とか、労働基準法の違反になると、これが一般的に影響してきやしないかというおそれを持ちます。ですから私は特別に、短時間のうちに、職安局、労政局、あるいは労働基準局に、できるものならばすみやかに岩手銀行の紛争状態を解決したいという欲望から、若干の質問をしてみたいと思ひます。

この岩手銀行の紛争状態というものは、各関係当局はすでによく御承知のところであると思ひます。私は、今年二月十二日に同僚の島本代議士、それから大蔵委員の堀代議士と三人で現地調査に行きました。そうしてそのときのわれわれの態度としては、あらゆる機関と、ともによく話し合つて、できるならばこういう一般的な影響の多い金融業界における紛争の問題はすみやかに解決しなければならぬ、こ

ういふ基本的な態度で調査に臨んだわけですね。県知事に会い、地労委に会い、あるいは基準局長や監督局長に会い、検察官に会い、最後には会社側の頭取や副頭取あるいは常務や人事部長と会いました。そうして解決のための要望をしてきた。ところがわれわれが

行ったその晩に、地労委が乗り出してあつせんをするといふことでしたので、われわれは期待して帰つてきたわけですね。そのあつせん案の内容というのは――会社が団体交渉にどうしても応じないから、話し合いができないで、問題の解決点を見出せないでおる。組合は一生懸命団体交渉をしようと言つておられるけれども、会社は団体交渉を拒否しておる。その理由としては、当該組合とのみならず団体交渉をするけれども、上部団体の代表が入るものとは団体交渉をしないといふことで拒否を続けておる。一方ではじやんじやん労働基準法の違反をし、三六協定の違反をするといふような状態が現われてきておる。そこで、じゅんじゅんとお互いに話し合つて、労働委員会があつせんに入つたのですから、従つて会社はあつせんに応じなさい、組合もあつせんに応じなさい、そうして話し合いの場をそこで作つて問題の解決点を見出しなさいと言つて、期待して帰つた。帰つたところが、それから二週間もたたないうちに会社は二百名の臨時雇いを雇つておるといふ。しかも二百名の臨時に雇われた人々の顔ぶれはど

ういふ顔ぶれかというところ、よそのうちの女中さんがおる。あるいはどこそこ勤め人の奥さんが、昼は非常にひまだからというやうなことで、応援に来て下さいという格好で雇つた。子供さんを連れてきてもいいですよといふことで、子供の手を引っぱつてその会社に出勤しておる。それからまた漁業連合会の役員であるやうな人までも引っぱつてきて二百名の中に編成してお

て、これは何だ、今まで知らない人た

ちがたくさん職場に来るものだから、これは何だと言ったら、人事部長が組合対策だと言ったことを言ったという。ところが、これは職安に聞きますが、職業安定法の二十条によると、労働争議に対する不介入というところ、公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。これが権威ある機関の中立性をうたっているものだと思う。そうすると法の精神としては、争議の状態の起こっているところに職業紹介をしてはならないというわけだ。ところが今度は三十五条では、文書募集ができるということになっておる。三十六条では御承知のように直接募集ができるということになっておる。ところが、直接募集をやってしまったのじゃないかと思われ節々がある。そうすると三十六条の直接募集で行なわれることが法意に反しないことであるならば、これは問題が非常に大きくなるのじゃないかと思う。この事実は当局としては、何か岩手県の労政課あたりから報告が来ているのか。これは労政管理にも関係しますが、報告は来っていないか。この問題について一体どういうふうに解釈すればいいのだ、こういうことが私の疑問です。一つこれについて考え方を聞きたいと思ひます。

○堀政府委員 職安の問題について御答弁申し上げますが、情報が入りましたので、岩手県職業安定機関に早速連絡いたしました調査をいたしましたところ、岩手銀行から、その銀行の事務員として職安に対して求人申し込みがあったそうでございますが、職安と

いたしましては、県の労政当局とも協議の上、現在岩手銀行は争議中でありますので職安法二十条の規定に基づきまして、中立の立場から職業紹介はしないということにいたしました。従いまして、職安といたしまして岩手銀行に対して職業紹介をいたした事実はないところでございます。

○島本委員 関連して、今そのような答弁がありました。それは会社と言われましたが銀行でしよう。そこの方面からの直接の雇用によるものであろうと思ひます。今ここに職安局長並びに基準局長がおられますが、当時その場所、まことに法を侮辱し、皆さんをないがしろにしているような行動があったわけですね。そのことは、基準法なんというものは中小企業で守っているところなんかに一軒もないんだ、銀行だけ守るという理由はないんだ、これは法を犯してもいいわけである、罰金を払っても何でもいんだ、すなわち法にもとる行動をどんどんやれ、こういうようなことを公言しながら、団体交渉を拒否したり、好き勝手なことをやったりしている。こういうようなことで昨年末のこの岩手銀行の争議を長引かせている。それは中にはいろいろな理由もあるかと思ひますが、こういう考え方で団体交渉を拒否したり、好き勝手な者を雇用してきたのであって、こういう心がまえでは解決するはずがないのです。これは各機関から、あるいは大蔵省の銀行局関係から、そういうことに対していろいろな指導もあつただろうと思ひます。しかしながら依然としてそれが行なわれているという現実からいって、一体労働省は何をやっているのか。基準法に対してそう

いうような意思を発表され、それが公の機関と思われるところにまで発表されておるにもかかわらず、どうしたのですか。こういうような事態に対しては、基準法違反といたしまして、その現実の問題に立脚して、もう違反の事実を指摘して送検さえもされておる、こういうような事態でも、依然として同じような態度で頑迷に拒否したまま動かないで、法違反を公言し行なつておるということについて、はたして責任者であるところの労働省は、きょうは大蔵次官もおられませんが、局長がおられますのでお伺ひしますが、そういう公言をしておる実態をこのま

まに見のがしておいていいものであるかどうか。そういうような実態に対してどのような考えで措置しようとするのか。これを関連してお伺ひしたいと思います。

○大島政府委員 ただいま御指摘の岩手銀行の争議に関連いたしまして、基準法の関係の各種の問題もございまして、昨年の暮れに、この問題につきましては、当委員会において、金融業務と争議の関係の重要性について特に御指摘をいただきましたが、先般もまた御調査にいらしていただいたわけでありまして、私ももといたしまして、労働局と相談いたしました。早急にこの問題を解決しなければ非常に困つた問題になるといふことで、調査団がお帰りになりました。岩手県の労働部長、基準局長に對しまして電話を入れました。早急の解決方の指示をいたしたのであります。なおその後地労委の介入を待ちましても、まだこれがますます深刻化するような状況でありまして、はなはだ残念に思つておりま

す。ただこのケースを考えてみますと、基準法の問題もいろいろございしますが、何と申ししても、近代的な労務管理あるいは近代的な労使関係、こういう問題について、労使双方見方によつてはいろいろ批判さるべきところもあるかと思ひますが、根本的にはやはり近代的な労務管理感覚と申しますか、近代的な労使関係の感覚がどうも足りないのじゃないかというように思われるのであります。今後早急に解決するためには、こういう点の反省を強く求めまして、さらに地元と協力いたしまして早急な解決に努力いたしたいと思ひます。

○島本委員 もう一つ。そういう決意が表明されましたので、私としてはそれを可及的すみやかに効果ある方法で実施してもらいたいと思ひます。

なお、法違反の事実があることが明確で、これははっきりした事実に基づいて、岩手の基準監督署の署長がその事実に基づいて、もう送検している事実もあるわけですね。こういうようなことからして、一方にはその解決のために手を差し伸べながら、他方応じない場合には手をこまねいて見るだけじゃなく、こういうように厳然として、世論としても法違反の事実が指摘されて、送検されているというこの事実さへもある。こういうような事実のもとに、今言つたように、ただそれをやれやれというのじゃなく、こういうような機関において、自分で責任を持つて送検し、なおかつ事実も明確にして、やっつけていかなければならぬと遠慮しないでばしとそれを早く取り上げさせて、解決しない以上は、こういうようなことに対しては、適当な

手段、措置も講ぜられるのであるということを強く申し入れて、今言つたように、早く解決するようにこれを望みたいと思ひます。その点は、覚悟はよろしうございしますか。

〔齋藤(邦)委員長代理退席、委員長着席〕

○大島政府委員 先刻申し上げました通り、早急に解決するように関係機関と努力いたしたいと思ひます。

○五島委員 それから、職安が争議中であるから求人申し込みは受けつけない、そういう中立の態度をとられたことは有りつぱだと私は思ふ。ところが現実、さいせん述べましたように、二百名の人々が、種々雑多な人が仕事もないのに窓ガラスをふいたり、封筒を書いたりしておる、こういうような実情です。子供を引っぱつてきて、臨時託児所ができた、こういうような状態が正常な雇用関係とみなされるかどうか。それは理屈をつければ、通勤区域以内では臨時雇いだから直接募集はできるのです。そうすると、こういうことが争議中に認められるということ、争議破りという行為を如実に会社がとつておるというように思われても仕方がない。しかも人事部長という労働担当の責任者か、これは組合対策だと言つておる。組合対策だということはどういうところからくるかということ、労働基準法の三十六条、俗に三六協定といわれるものがある。そこで、この組合は第一組合、第二組合、第三組合とか分かれておつて、第二組合、第三組合はこの三六協定で居残りをやろうとしておる。ところが第一組合が過半数に達しておる。そこで、その対策をするために、居残りをさせなければ

ならぬというために、目標は三百名だ  
そうであるが、二百名も一ぺんに  
雇って、そうして雇った者が過半数に  
達する。そうすると、この三六協定とい  
うものは過半数に達しさえすれば時間  
外勤務ができる。そうすると、こうい  
うような紛争がなせ起きたかというこ  
とは、いろいろ問題の把握もあるで  
しょうけれども、現実、労組法上の  
権利を行使して、紛争状態が起きてお  
る、そのときにあたって、こういうよ  
うな雇用関係を結ぶという事は、非  
常に異常なことであらうと思うので  
す。こういうことがもしも許されるも  
のならば、中小零細企業の一一般の組織  
状況はどうかという、会社の圧力に  
よって組合もできない状態である。そ  
れは労働者の立場が非常に弱いからで  
す。しかも一生懸命苦勞に苦勞して労働  
者が組合を作っても、あらゆる画策  
をもって組合を分裂状態に陥し入れて  
いるということが一般の状況じゃない  
かという事は労政局の方もよく知っ  
ておられるだろうと思う。口に出して  
言わぬだけだ。そうすると一般的に、  
端的に、百名の従業員がおつて、五十  
五名が第一組合員である、そして第二  
組合に四十五名入った。それで、第一  
組合が三六協定を拒否してストに入  
る。こういうような場合には、もう十  
一名雇いさえすれば、今度は過半数に  
達するわけだ。だから、こういうよ  
うな岩手銀行のような事態を無為に許  
しておくとするならば、これは一般の  
労働基準法三十六条の協定というものは、  
労働者の意思も何も無視される  
ことになって、三六協定というものは  
名ばかりになってしまふ。こういうよ  
うに考えるわけだ。従って、質の悪

いところの経営者が常時その手を使っ  
てくる場合は、労働者はそれに何も関  
与しないで、ただ単に、職安局は争議  
の中立性を守ったのだと言つておれば  
それでいいし、現実、労働組合の団結  
権も団体交渉権も、それによってお  
じやんになってしまふという状況が現  
われはしないか。しかも、こういうよ  
うなことは労組法上の権利を行使して  
いる組合のために対抗されるといつ  
て、そうして三六協定というものは  
の法意というものを失われれるなら  
ば、これは何だか引っぱつてきた理屈  
になりまふけれども、これは民法の九  
十条の公序良俗に反することじゃない  
か、こういうように思います。それは  
法の権利を使用者みずから破ろうと  
する行為だから、公序良俗に反するこ  
とになる。これは公の秩序、憲法二十  
八条の労働者の基本権、これを保障し  
ている憲法の法意にも反することじゃ  
ないか、こういうように思うわけだ  
が、こういう問題について法的違反は  
ありませんか。これは労政局でもい  
いですが、職安局でもいし、基準局でも  
いすから、どちらでもいいですか  
ら、一つその見解をお述べ願いたい。  
○大島政府委員 基準法三十六条の法  
解釈につきましては、事実のいかんに  
よりますで非常にむずかしい解釈の問  
題を生ずることもあるのであります  
が、本件につきましても、これが三六  
条違反であるか合法であるかというこ  
とよりも、私の最も関心をもちますの  
は、今五島先生がおっしゃいましたよ  
うな、こういう異常な状態がなぜ起  
きるかという点にむしろ関心を持ちた  
い。それが先ほど申しましたような、  
何と申しますか、近代的な労働感覚あ

るいは労働管理感覚、こういうものと  
の関連ではないかと思うのでありま  
す。先ほど申し上げましたように、昨  
年の暮れに当委員会が金融業務の重要  
性に関連いたしまして御指摘もありま  
したので、今申しましたように強く努  
力をいたしたいと思ひます。  
○五島委員 そうすると、これが過半  
数になった場合には三六協定ができる  
という解釈であれば、もう労働組合の  
主張というものは何か力を失うとい  
うことになるわけだ。それで今大島局  
長が言われた気持はわかりますけれ  
ども、問題なのは会社側の立場なわけ  
で、三六協定を一体どう考えるか、超  
過勤務をどう考えるかということにつ  
いての。そうしてこれは一度超過勤務  
を結んでしまったということだ。私た  
ちが調査に行く前です。それは、会社  
の重役も何もみな入れてしまつて、そ  
して第一組合よりも過半数であるから  
三六協定が結べるのだといつて、時間  
外をやつてしまつた。それが労働基準  
法の違反なりとして第一組合から提訴  
された。幸い岩手県労働基準監督署  
はこれを送致してしまつていて、から、  
われわれはほめて帰つた。ところが、  
その違反をしているときの団体交渉の  
席上で頭取が重大なことを言つてい  
る。大体おれたちだけ労働基準法を守  
るといふことはばからしい、みんな労働  
基準法は守られていないじゃないか、  
か、よそが守っていないのにおれたち  
だけ労働基準法を守ることとはあはら  
しいじゃないかと言つて、団体交渉の席  
上でテンプ・レコーダーにとられてし  
まつた。それを聞いて労働基準局、監  
督署も怒つてしまつたらしいのですけ  
れども、こういうような概念で労働管

理を行ない、こういうような概念で第  
一組合に対処するといふことは、労働  
大臣、それを取り巻く権限の人たちが  
いつも労使協調、労使の協力、明るい  
慣習を作らなければならぬといふこ  
とを、岩手銀行の頭取みずから破つて  
いるのじゃないか、そういうのをいか  
に指導するかという問題が労働省の役  
割じゃないかと僕たちは思う。私が最  
初資料を求めたのは、こういう違反の  
監督の問題がどこにあるかといふこと  
を調べたかつたから資料として提出を  
お願いしたわけだ。こういうような  
ことはびしびしやつてしまわなければ  
いかぬと思う。問題の本質が解決し  
たならば、強権に基づいて罰することは  
あくまで本旨でないといふことは私た  
ちもよくわかる。しかしながら、問題  
の発展が悪性の方向に発展してきてい  
ますから、私はここで特別に岩手銀行  
の問題を取り上げて質問しようと思  
ひなかつたのだけれども、こういう問  
題が悪質に発展してくるならば、見の  
がすわけにはいかぬ。その頭取は岩手  
県の県庁の人事委員だつたといふこと  
です。そういうような県の権限に、重  
要な役職におられる人々が、労働基準  
法を守つておつたらばからしいじゃ  
ないかという、そういうような觀念が現  
在の経営者の風潮であるとするなら  
ば、あの是正基準という方針そのもの  
の、考え方そのものが、労働監督とい  
うものに手を抜いて、あまりにも人情  
主義、納得主義だから、こういうよう  
な風潮を生んできやしなかつたかとい  
うふうに思われるわけだ。  
そこで、この法律の問題としてもう  
一つ聞きますのは、この問題がどうし  
て派生したかといふと、さいせんちよ

と触れたように、会社が団体交渉を拒  
否していた。福田代議士は昨年末に、  
地銀連の思想はどうかといふことにつ  
いて一部触れたようである。ところが  
組合の思想を云々するべき問題では  
ない。組合と会社の労働協約の第一  
に書いてある。私は読んだのですけれ  
ども、団体交渉にあたつては上部団  
体、すなわち地銀連それから県労評の  
代表者に委任することができ。この  
第一を会社が破つてしまつた。破つ  
たから団体交渉ができないうのである。  
従つて、私は今日こういう問題を一  
城の問題として見るのです。その後の  
状況にかんがみて、こういうようにわ  
れが行つてはもとより穏やかに話をし  
て、解決の場所を見つけないといふ、  
いうように解決しないといふ、こ  
ういふことを言つてきたにもかかわ  
らず、性質は悪質の方向に発展してい  
るならば、委員長、私は理事会を開  
いてもらつて、会社側と組合側を委員  
会に呼んでいろいろ開きただした方が  
いいんじゃないかと思う。それが一般  
的な一つの警鐘にもなるかもしれぬ  
し、あるいはまた解決の手段をここで  
見つけることができるかもしれぬ。わ  
れわれは争議に介入しようといふので  
なく、労働基準法や労働組合法や、あ  
るいは職業安定法の問題からいろいろ  
会社に関ひ合はせたいことがある。  
従つて理事会を開かれて、この岩手銀  
行関係の關係者をここに呼ぶ、ある  
いは当委員会が衆議院の名をもつても  
一度現地調査するなり、そういう方法  
を見出してもらふように委員長に要望  
します。よろしく願ひします。  
今大島局長が言われましたように、

いろいろ今までも努力されたでしょう。しかし労働の紛争には、国や県庁としても中立の態度を保持しなければなりませんから、なかなか介入するわけにいきませんでしょう。しかしながらあらゆる問題で外からよく指導、助言、こういうことはできると思う。組合は労働法上の権利を保持しようとして、ところが会社がこういふように感情的になったというこの一つの証左は、会社側と話をしたときに、あれは常務でしたか、その常務という人は第一代の委員長だったという、その人が、あのときは会社と組合の話が非常にうまくいったが、近ごろの組合はけしからぬ、なまじいになった、こういうことを労働担当の重役が言う。近ごろの組合はなまじいになったというところで労働対策をやろうとしている、これで紛争の解決ができるということにはむずかしいと思われる。従ってさいげん大島局長が言われたように、できるだけ外部からこの問題の解決に努力してもらいたいということを要望します。

ところでもう一度返って、労働局長はいろいろ調査の任に当たったでしょうし、いろいろ指導監督もされるでしょうが、こういうような紛争状態における求人がいいると思われませんか。

○労働政府委員 お話のように本件は昨年の八月に賃金問題が出まして、その本体の賃金問題そのものは解決しているのですが、解決の過程に組合が第二、第三とまで、あるいは役員が転勤を命ぜられたとか、あるいはジョブ制の問題とかいったようなことが派生して参りました。われわれ労働政の観点から見ますと、あまりにも中小企業

的な問題のこじれ方をしている。従ってその間にお話のように、われわれとしては中立の立場をとりつつ解決努力しているのではありませんが、双方とも何か感情的あるいは対抗的といったようなことで問題が混乱しているということじゃないかと思ひます。今月初めにおきまして、ある機会に県の係長を呼びまして詳細聞いたのであります。さらに足りないところは追加でとっておりますが、ただいまの二百人の方々の雇用という問題も、われわれの面から見れば、そのような異常な状態における異常な雇用というふうに見られることは否定いたしません。このことが一体基準法の三十六条を合法化するための偽装行為であるかどうかといったような点につきましては、基準局において慎重に判定していただかなければならぬのです。仰せのように問題の本体がやや、というよりは、大いに混乱し、惑乱し、あるいは感情的になっているという状態を諒解して、本体に返つてあるいは説得、あるいは認めるところは認める、悪かったことは悪いといったようなことで、法律的に不当労働行為問題も出ておるようでありまして、本体の解決といふところに主眼を置きまして、法的な問題は具体的妥当性のあるような処理をする。そのために、解決を急ぐという原則を持ちながら、あまりにあせつて——きわめて遺憾であります、地

労働のあつせんも一たん失敗したといふたような格好にもなっておりますので、そこら辺の緩急を考慮しながら御趣旨の方向に持っていくたいというふうに考えております。

○五島委員 関連質問があるそうです

から、私はこれでやめます。ただ、今まで要望したこと、それからわれわれが疑問に思ふこと、そうしてそれが世間一般に通用されたら大へんであること、こういうような問題をよく勘案していただいて善処されたいと思ひます。ですからその後の状況を私たちはよく見守つておきたいと思ひます。その他の質問は次の機会に譲ります。

○山本委員長 福田繁芳君。

○福田(繁)委員 私は関連質問しやなくして、委員長に議事進行ということに発言を許してもらいたい。従つて政府委員の諸君は、同僚委員から後ほどまだ質問があるというから、私の発言中はたばこでものみなから御一服願ひたい。

昨年の暮れに当委員会では、金融機関の労働争議は重大なる影響を及ぼす、いかに政府が経済成長を言葉に言い、人心安定を言つても、金融機関の労働争議をこのまゝにしておいたのではいかぬと思つて、大蔵、労働両当局に質問をいたし、同時に報告いたした。たまたまそれに関連して同僚議員からきよく非常に詳細な質問を伺つたのです。特に島本、五島両代議士は、私の質問に端を発して、遠路盛岡方面まで御視察下さつた。これはおそろしくわが党が、委員会がやらなければいかぬところを、委員長自身がなさるにされたところと見ると、御遠慮されたか、社会党の御方針に基づいて両君が厳密に御調査なさつたことに対しては、同僚諸君に深く私は敬意を表します。そのときに大蔵、労働両当局がおつしやつたところでは、案外事はスムーズに妥結しつゝありますので、近きうちに必ずこれは妥結いたします。こう

いう言葉を聞いたから、私はそれ以上の質問も追及も避け、また現地調査も御遠慮しておつたわけなんです。しかるに今聞いてみますれば、意外にも職安法あるいは基準法をじゅうりんするような結果になっておる。実に残念しくです。そこで私は委員長に申し上げるのだが、即刻理事会にかけて決定してもらいたい。その節申し上げましたように、あの当時は千葉銀行と岩手銀行とひざ元の東京信用金庫があつたわけです。ことに東京信用金庫のごときは、大蔵省監督下の全国の信用金庫の中においても、二、三番を争うほどのりっぱな大きな信用金庫です。これが大蔵当局の言葉を裏切つて今非常に争議が悪化しておる。私は始終あの山手方面を登院のつど通るのだが、五、六日前までは二、三店舗であつたのが、今日全支店になつておる状態をまのあたりに見てびっくりしておる。先ほどのお話のように、岩手銀行まで行つて調査することもぜひともやりたいが、まずその前提としてひざ元の東京信用金庫の事情を調査する。これも岩手銀行のごとくに両法律をじゅうりんしておる傾向が多分にある。同時にまた、金融機関の労働争議の実態はどうであるかといふことを、わが委員会において各派の者を網羅して即刻現地調査するということを委員長に申し出、報告をしておいて私の議事進行の発言を終わります。

○山本委員長 承つておきます。

○福田(繁)委員 承るだけではなくて、ぜひともこれは実行に移してもらいたい。もしあなたが岩手県の出身でなければ、むしろ岩手銀行の方にあの当時私は現地調査を要請するつもりであつた。ただ承るところによるとあな

たの選挙区であるので、われわれは洞中に入りたくないというので御遠慮していた。東京のひざ元ならば遠慮も要らないのだから、即刻やつてもらいたい。

○山本委員長 大原亨君。

○大原委員 関連質問で通告しておつたのですが、今の議事進行に關連いたしまして、現地調査、並びに本院に参考人を呼ぶ、こういう二つの問題が提起されておりますから私の質問は保留しておくのですが、基準局長の答弁も、労働局長の答弁も、事実ははつきりしておるのですが、きわめてあいまいです。その点を明確にしておかなければ争議は円満に解決できない。そういうことについて私はたくさん意見があるけれども、そういう一切の質問は保留いたしておきまして、そうして今両者から、あるいは与野党から提案された方向に従つて、一つ理事会において処置されることを要望いたします。○山本委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明後二日午前十時半より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時七分散会